【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（第一条の三の二　削除）

（改正前）

（法第二条第二項第三号に規定する投資事業有限責任組合契約から除くものとして政令で定めるもの等）

**第一条の三の二**　法第二条第二項第三号に規定する投資事業有限責任組合契約から除くものとして政令で定めるものは、商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令（平成四年政令第四十五号）第二条第三号に掲げる物品に係る商品投資（商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第一項第三号に掲げる商品投資をいう。）により運用することを目的とする同法第二条第二項第二号の契約とする。

２　法第二条第二項第三号に規定する投資事業有限責任組合契約に類するものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約（商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第二項第二号の契約その他内閣府令で定めるものに該当するものを除く。）のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

イ　金銭その他の財産のみをもつて出資の目的とするものであること。

ロ　一人又は数人の組合員に組合の業務の執行を委任するものであること。

ハ　投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項第一号から第十一号までに掲げる事業の全部又は一部を営むことを約するものであること。

二　商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約（商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第二項第一号の契約に該当するものを除く。）のうち、前号ハに掲げる要件に該当するもの

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】 （改正なし）

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】 （改正なし）

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 政令第269号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 政令第230号】 （改正なし）

【平成17年2月16日 政令第19号】 （改正なし）

【平成16年12月28日 政令第429号】 （改正なし）

【平成16年11月12日 政令第354号】

（改正後）

（法第二条第二項第三号に規定する投資事業有限責任組合契約から除くものとして政令で定めるもの等）

**第一条の三の二**　法第二条第二項第三号に規定する投資事業有限責任組合契約から除くものとして政令で定めるものは、商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令（平成四年政令第四十五号）第二条第三号に掲げる物品に係る商品投資（商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第一項第三号に掲げる商品投資をいう。）により運用することを目的とする同法第二条第二項第二号の契約とする。

２　法第二条第二項第三号に規定する投資事業有限責任組合契約に類するものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約（商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第二項第二号の契約その他内閣府令で定めるものに該当するものを除く。）のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

イ　金銭その他の財産のみをもつて出資の目的とするものであること。

ロ　一人又は数人の組合員に組合の業務の執行を委任するものであること。

ハ　投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項第一号から第十一号までに掲げる事業の全部又は一部を営むことを約するものであること。

二　商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約（商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第二項第一号の契約に該当するものを除く。）のうち、前号ハに掲げる要件に該当するもの

（改正前）

（新設）